

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	59 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、20歳になったころ父親と一緒に市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の保険料については、父親が市役所で私の分を納付していたはずであり、還付金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、納付した保険料が還付され未納となっている。

また、申立期間②については、夫が引っ越しに伴い住所変更や国民年金の手続なども速やかに行い、夫が区役所や郵便局で保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金保険料を納付していたことが申立人の国民年金被保険者カードから確認でき、同カードから保険料が還付された記録も確認できるものの、申立人が保険料の還付を受ける理由は見当たらず、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性が見受けられる。

また、申立期間②について、申立人は昭和45年9月から国民年金に任意加入しており、申立期間中の住所の移転手続も適切に行われていることが申立人の所持する年金手帳からも確認できることから、申立期間②の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付しており、結婚後から昭和61年3月まで任意加入しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から同年3月までの期間及び49年3月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から51年9月まで

21歳になった時に、信託銀行の店頭で、銀行の窓口で国民年金の加入手続きができる「奥様年金信託」というポスターがあり、既婚者に限ったものではないことを行員に聞いたので加入手続きを行った。その後、国民年金手帳も領収書も送られてくることがなかったため不安になり、昭和51年に信託銀行で解約手続きを行い、その足で区役所へ行き、納付書で国民年金保険料を納付する手続きをした。

したがって、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している国民年金信託の内容及び諸手続は、一般的な国民年金への加入方法ではなかったため、実際に加入していなければ把握できないような情報であるが、申立内容は申立期間当時信託銀行において行われていたものと合致していることから、申立人が申立期間当時国民年金信託に加入していたと考えるのが自然である。

また、申立人は申立期間当時の信託銀行の行員との応答を詳細かつ具体的に記憶しており、その内容は信託銀行から確認できた内容とも合致していることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち昭和48年4月から49年2月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 3 月から 51 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、58年12月から60年12月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和58年8月から同年9月まで
④ 昭和58年12月から60年12月まで
⑤ 昭和62年4月から63年3月まで

私は、昭和47年1月に会社を退社した後に、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、元妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間の一部については保険料を納付したことが分かる確定申告書を保管している。申立期間の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、それぞれ3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の元妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納であったとは考え難い。

2 申立期間④及び⑤について、申立人は申立期間当時の確定申告書を所持しており、同申告書には申立期間分の国民年金保険料の支払額が明記され

ている。

また、当該確定申告書を作成した税理士は、「申立人の国民年金保険料の領収書や預金通帳等を確認して確定申告書を作成したと思う。」旨証言している。

- 3 一方、申立期間③については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元妻の保険料は未納となっていることから、申立人のみ保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 1 月から同年 3 月までの期間、58 年 12 月から 60 年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

子供を親に預け仕事に出たころ、母親に年金の大切さを説かれ自分で区役所に行き加入手続をした。知人宅でお世話になった頃は、家事手伝いをして得た手当で毎回滞ることなく保険料を近くの郵便局に行って納めたことをはっきり記憶している。

また、昭和 51 年 4 月ごろは収入が安定していたので出勤途上で区役所や郵便局で納め、過年度分と現年度分との 2 年度分を納め続け、未納期間が無くなり納め切ったことの充実感をはっきり憶えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料の過年度分と現年度分との 2 年度分を納め続けてきたと主張しているところ、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では昭和 47 年度から 49 年度の期間について過年度納付がされ、50 年度は現年度納付と過年度納付が混在しているものの、申立期間②後の 52 年度から現年度納付が続いていることから申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立期間②及びその前後の期間を通じて、申立人の仕事、住居等にも大きな変化は見られない。

さらに、申立期間②は 12 か月と短期間であり、その前後の期間が納付済みであることから、当該期間の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人が、申立人の知人宅に世話になっていた時期はその知人宅の近くの郵便局で国民年金保険料を毎回納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、毎回納付したのに30か月に亘り納付が記録されていないとは考え難く、申立期間直後の期間は、知人宅と同じ区内にもかかわらず納付されていることから、申立人の主張は不自然であり、ほかに納付していたことを示す事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 8 月までの期間及び 39 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 8 月まで
② 昭和 39 年 10 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 50 年ごろ、居住地の自治会役員から国民年金の加入を勧められたので、市役所で加入手続を行った。加入した当時、同役員から今なら未納となっている国民年金保険料を 20 歳までさかのぼりまとめて納付できると聞いたので、納付書を郵送してもらい最寄りの金融機関で納付したのに、申立期間の納付記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろに市役所で国民年金加入手続を行うとともに、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって特例納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年 4 月は、第 2 回の特例納付が実施されていた時期であり、申立人の記録は 36 年 10 月から強制加入となっていることから、さかのぼって保険料を納付することは可能であるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間にかかる特例納付に必要な保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市においては、自治会役員等が市民の自宅を訪問して国民年金への加入を勧めていたことが確認できるとともに、申立人が加入を勧められたとする自治会役員は既に他界しているが、同役員が当時実在していたとの証言が現在の自治会役員から得られたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みであるとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も

適切に行っているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 6 月ごろ父親に依頼し、国民年金の加入手続をした。

昭和 44 年 3 月に結婚後、国民年金保険料の納付を妻に任せていたので、納付金額、納付時期等をはっきりとは覚えていないが、金融機関から定期的に納付していた。

申立期間については、年金手帳に納付済みのメモがあることから、保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、その前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の住所及び仕事に変更は無く生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみ国民年金保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を申立人の妻に任せており、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①のうち昭和 54 年 4 月から同年 7 月までの期間について、その妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

2 一方、申立期間②については、国民年金保険料を申立人の分と共に納付していたとする申立人も妻も保険料が未納となっており、その直後に夫婦共に申請免除となっていることから、保険料が納付されていたとは考え

難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から同年11月までの期間及び平成元年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から同年11月まで
② 昭和58年6月から平成元年3月まで
③ 平成元年6月

私は、昭和55年3月に共済年金を脱退し、自営業を始めたことを契機に国民年金に加入した。加入手続後は、おそらく納付書が送られてくるようになったので、妻が区役所又は銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。また、具体的な時期は憶えていないが、ある時期からは口座振替で国民年金保険料を納付していたことを憶えている。

申立期間当時、事業は順調で経済的にも余裕があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立期間は2か月及び1か月と短期間であるとともに、申立期間①及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び③が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその妻は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②当時、事業は順調で経済的にも余裕があり、

申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立期間②当時のその妻の保険料は、申請免除又は未納となっていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から同年 11 月までの期間及び平成元年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和59年9月から60年8月まで
③ 昭和61年3月

私は、申立期間①当時、3か月ごとに集金人又は区役所の窓口で国民年金保険料を納付しており、保険料を納付し忘れたことは無い。また、申立期間②及び③についても、区役所で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間①当時、3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間①の前後の保険料は納付済みとされており、申立期間①の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、申立人は、結婚直後に国民年金に任意加入している上、申立期間①から③を除き国民年金保険料を完納しているとともに、保険料を前納している期間があるなど、納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間②及び③については、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人が昭和57年8月に国民年金の資格を喪失した後、61年4月に国民年金に再加入するまでの間に国民

年金に加入した形跡が見受けられないことから、申立期間②及び③は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った記憶が不明確であると証言していることから、厚生年金保険から国民年金への切替えの状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年12月から58年3月まで

私は、昭和50年ごろ、地方公務員であった夫の勧めで国民年金に任意加入した。申立期間当時の国民年金保険料については、市役所から集金人が自宅に来てくれたので、現金で未納が無いよう納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自宅に来てくれた集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた地区においては、集金人制度が実在していたことが確認できることから申立人の申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は合計7か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料を完納している上、申立人の夫が役所を退職した際は、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を適切に行うなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1633

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月

夫が、平成19年7月に亡くなり、遺族給付の裁定請求のため同年8月に管轄社会保険事務所に行った。その際に昭和58年2月分の国民年金保険料が記録では未納になっていることを知った。私は、友人や周囲の人達が国民年金に加入していたので任意加入した。市民センターで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月に市民センターで国民年金の任意加入手続を行い、以後付加保険料を含め同センターで国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、市民センターでは、国民年金の加入手続及び保険料の納付事務を取り扱っていたことが確認でき、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は申立期間の前後を通じて住所及び配偶者の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立期間以降は国民年金保険料の未納期間は無く、保険料を前納している期間もあることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

昭和37年5月に、国民年金に加入し（任意加入）、申立期間の国民年金保険料は、厚生年金保険にも加入していたが、集金人に納付していたと思う。その他のことについてはよく覚えていないが、納付していた国民年金保険料の一部は厚生年金保険との重複から還付されており、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除きすべて保険料を納付している。

また、申立期間当時、申立人の居住する地域では、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立人は、申立期間を含め、昭和37年5月の国民年金加入当初から任意加入しており、年金に対する意識及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人の基礎年金番号に未統合であった厚生年金保険加入記録が、平成20年8月に統合されており、その際に厚生年金保険料との重複により、既に納付されていた昭和42年1月から同年3月の国民年金保険料が還付されていることが確認できることから、申立期間は国民年金と厚生年金保険に重複加入し、申立人は引続き集金人に国民年金保険料を納付していたものと推認するのが合理的である。

しかしながら、申立人は、昭和42年4月から同年11月までは、厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間で無いことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月及び同年3月

私は、転職が多いが、仕事を辞めるたびに国民年金の加入手続を行っている。昭和59年2月及び同年3月の保険料は、さかのぼって納付した記憶があり、場所は市役所、銀行又は郵便局だったと思う。この期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事を辞めるたびに国民年金の加入手続を行っているところ、社会保険庁の記録によれば、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていることがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年11月に払い出されており、その時点で申立人が申立期間の保険料を過年度納付することは可能であることから、市役所、銀行又は郵便局で申立期間の保険料をさかのぼって納付したという申立人の主張には特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、平成7年7月から8年3月までの免除期間の保険料を同年12月に追納している上、国民年金加入日以降の加入期間において申立期間を除き未納は無く、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、国民年金に任意加入して以来、3か月ごとに自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。保険料を納付し忘れたり、遅れて保険料を納付したこともなかったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3か月ごとに自宅に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶しているとともに、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人による国民年金保険料の徴収業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に任意加入以降、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているとともに、付加保険料を納付している期間や保険料を前納している期間があるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1637

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫の普通預金口座から夫婦二人分を口座振替で納付しており、夫の分は納付済みで私の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ、9 か月と短期間である。

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫の普通預金口座から夫婦二人分を口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人が所持している申立期間直後の保険料領収書により、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を口座振替により納付していたことが確認できることから申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人の申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、保険料の前納や付加保険料の納付が認められるなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から同年10月1日まで

私は、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

申立期間も含めて昭和18年4月1日よりA社に勤務していたので、当該期間を被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（社会保険の適用上、昭和20年7月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、23年8月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年4月から同年12月までの標準報酬月額は150円、22年1月から同年5月までの標準報酬月額は300円、同年6月から23年7月までの標準報酬月額は600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年3月ごろから23年8月ごろまで

申立期間について、私は、兄の紹介でA社に勤務した。当時、同社は給与の遅配がたびたびあったため、昭和23年9月にB社に転職した。その後A社はC社に吸収合併され、給与の支払いもきちんとしてきたため、再度C社に入社した。当時、エンジン組立の技術があり、正社員として雇われていたはずで、厚生年金保険にも加入していたはずである。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及び申立人が昭和31年7月4日付で記載した「職歴書」から、申立人が、申立期間に、A社に勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名であるが、名の漢字が違う者（以下、「D氏」という）の被保険者記録があり、その被保険者期間は昭和21年4月1日から23年8月15日と申立期間とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人、同僚及びその他の元社員から聴取しても、申立期間当時に申立人と同姓同名の社員がいたことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、D氏の記録は申立人の記録であったと考えられ、申立人が昭和21年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び23年8月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、被保険者名簿に係る記録より、昭和21年4月から同年12月までの標準報酬月額は150円、22年1月から同年5月までの標準報酬月額は300円、同年6月から23年7月までの標準報酬月額は600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月23日まで

私は、昭和44年12月から53年11月までA社B事業部C事業所に継続して勤務していたので、加入期間の無い45年3月1日から同年4月23日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人より提出されたA社発行の経歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(社会保険の適用上は、昭和45年4月23日にA社からA社B部に異動)申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業団（現在は、C機構 以下同じ）における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から同年12月1日まで

私は、A事業団に昭和34年11月2日から40年11月30日まで勤務し、同年12月1日に新たに発足したB事業団に採用されたが、この間の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白が生じている。A事業団での経験と実績をかわれ、法人間の合意のもとに移籍している。手もとに保管している辞令から40年11月30日の退職であることが証明できるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、C機構から提出された人事記録の写し及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A事業団に昭和40年11月30日まで継続して勤務していたことが認められ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和40年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は同年12月15日に預かった申立人に係る保険料を同年12月28日に納付し、社会保険事務所から過誤納付による保険料の返戻及び申立人に返還した事実はないと主張しており、その証拠として元帳（預り金勘定）、銀行勘定帳（当座預金勘定）及び銀行勘定帳（普通預金勘定）を提出している。

しかし、これらの資料では事業主が当該保険料を納付したことを確認できず、また、申立人の資格喪失日について、事業主がこれを昭和40年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る40年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうちB社における資格喪失日は、昭和57年11月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年8月から同年10月までの標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から59年4月1日まで
社会保険庁の記録では、A社の資格取得が、昭和59年4月1日になっているが、実際は、それ以前のB社から継続して勤務していたので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B社は昭和57年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に申立人を含めB社の従業員24名が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月の定時決定が取消しされていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち昭和57年8月31日から同年11月11日までについて、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、昭和57年8月31日に資格喪失した者のうち3名については、その社会保険庁社会保険業務センターへの進達日が同日から1か月以内であるにもかかわらず、残りの21名については進達日が同年11月13日と記載されている。

さらに、ほかの被保険者の資格喪失に係る処理の進達日は、ほとんどが資格喪失日から2週間以内になっていることから、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び当該資格喪失の処理は昭和57年11月13日付近から遡及して行われたことがうかがえる。

加えて、当該訂正処理前の記録から、昭和57年8月31日においては、B社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和57年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失の処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の健康保険証の返却日である昭和57年11月11日であると認められる。

なお、昭和 57 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、社会保険庁の記録及び遡及して取消処理がなされた 57 年 10 月の定時決定の記録により、26 万円とすることが妥当である。

一方、申立人が A 社に勤務したと主張する申立期間のうち昭和 57 年 11 月 13 日から 59 年 4 月 1 日までの期間について、同社の従業員名簿において、申立人が昭和 59 年 4 月 1 日に資格取得し、平成 2 年 8 月 6 日に資格喪失していることは、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録（資格取得日：昭和 59 年 4 月 1 日、離職日：平成 2 年 8 月 5 日）と同様であることが確認できる。

また、雇用保険の支給台帳全記録によれば、昭和 57 年 11 月 25 日に求職の申し込みをし、同年 12 月 2 日から 58 年 3 月 1 日まで求職者給付金を受給していることが確認できる。

さらに、A 社では、申立に係る関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保持しておらず、申立期間における申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況が不明である。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

①A社B支店の事業主は、昭和47年1月5日に資格取得、同年4月1日に資格喪失、②A社C支店の事業主は、昭和47年4月1日に資格取得、同年6月1日に資格喪失、③A社B支店の事業主は、昭和47年6月1日に資格取得、同年10月1日に資格喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、①昭和47年1月から同年3月まで8万円、②同年4月から同年5月まで8万円、③同年6月から同年8月まで8万円、同年9月は9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から同年10月1日まで

私は、昭和47年1月1日から同年9月30日までA社（現在は、D社以下同じ）B支店（現在は、閉鎖 以下同じ）に勤務していた。また、この間にE県にあるA社F出張所（現在は、D社G営業所 以下同じ）に2、3か月程度業務の応援に行っていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社が保管する人事記録には、A社B支店の入社年月日が昭和47年1月5日、退職年月日が同年9月30日と記載されており、雇用保険の被保険者記録も資格取得年月日が同年1月5日、離職年月日が同年9月30日となっており、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（被保険者期間は、昭和47年1月5日から同年4月1日まで、同年6月1日から同年10月1日まで）及びA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票（被保険者期間は、同年4月1日から同年6月1日まで）を確認したところ、厚生年金保険手帳記号番号が同一である被保険者記録（申立人と同姓同名で同じ生年月日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、①A社B支店の事業主は、昭和47年1月5日に資格取得、同年4月1日に資格喪失、②A社C支店の事業主は、同年4月1日に資格取得、同年6月1日に資格喪失、③A社B支店の事業主は、同年6月1日に資格取得、同年10月1日に資格喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票より、申立期間に係る標準報酬月額は、①昭和47年1月から同年3月まで8万円、②同年4月から同年5月まで8万円、③同年6月から同年8月まで8万円、同年9月は9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社 以下同じ）における資格喪失日に係る記録を昭和25年5月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、昭和22年10月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,000円、同年5月から25年4月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から25年5月4日まで

社会保険庁の記録では、A社B工場に勤務していた申立期間の被保険者期間が欠落している。A社が発行した厚生年金保険資格証明書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が発行した昭和62年1月27日付けの厚生年金保険資格証明書及び申立人が同社退職後に就職したD市保管の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び申立人がA社B工場において資格取得した昭和17年と同年に資格取得した者の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、22年10月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,000円、同年5月から25年4月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年9月2日に、資格喪失日に係る記録を59年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月2日から59年8月21日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社における厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A社への就職に当たっては、ハローワークの紹介で就職しており、勤務していたことは確かなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びに、申立人の同僚の証言及び当時のA社に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の申立人の上司であった総務部長から、「雇用保険に加入して会社に籍があれば、当然に厚生年金保険に加入していた」との証言がある。

さらに、申立人と同時期に当該事業所に勤務し、タクシー運転手として同じ車を交代で使っていたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額が20万円であることから、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。

また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 9 月から 59 年 7 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、昭和40年6月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年3月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年6月から同年9月までの期間を1万6,000円、同年10月から42年2月までの期間を2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月1日から42年3月21日まで
② 昭和53年10月1日から54年12月1日まで

社会保険庁の記録では、A社で昭和39年2月3日に資格取得し、同年10月1日に資格喪失となっているが、42年の3月まで勤務していた。食堂やダンスホールに配属され、ホールボーイやバーテンをやっていたので、被保険者期間が8か月だけとは考えられない。

また、社会保険庁の記録には無いが、昭和53年10月1日から54年12月1日まで、B社に美容師として勤務していた。当時は社員が13人ほどおり、店舗が2つあった。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年6月22日から42年3月21日までについては、調査の過程で申立人と同姓同名で生年月日の異なる者の基礎年金番号に未統合の厚生年金被保険者記録が確認された。

申立人は「当時、事業所は、正しい生年月日を届け出ていなかった」と証言しており、昭和39年2月3日に資格取得している申立人の記録も申立人の生年月日と異なっている。また、申立人は「当時、時期ははっきりしないが数か月休んだ記憶がある」としており、事業所がいったん資格喪失の届出を行い、再度、資格取得した可能性がうかがえる。これらを総合的に判断すると、上記記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、40年6月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年3月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる

一方、申立期間①のうち、上記期間以外の期間については、事業所は既に全喪失しており、当時の同僚等の証言も得ることができない上、このほか、厚生年金保

険料控除の事実を確認できる資料等が無く、これまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間①のうち昭和40年6月から42年2月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿の申立人の記録から、40年6月から同年9月までの期間については、1万6,000円、同年10月から42年2月までの期間については2万円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、雇用保険に記録により、申立人が、B社において、昭和54年4月25日から55年2月29日まで勤務していたことは認められる。しかし、B社は、社会保険庁の記録において適用事業所としての記録が無い。

このほか、同僚の証言等を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間③について、C社の事業主は、申立人が主張する昭和31年9月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年3月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年9月から32年2月まで6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月から同年12月まで
② 昭和28年12月から29年8月まで
③ 昭和31年9月11日から32年3月8日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入の無い旨の回答を得た。申立期間①は、募集案内を見て入社し、印刷の仕事をやっていた。申立期間②は、叔父の紹介で入社し、坑内でしくり業務をやっていた。申立期間③は、叔父の紹介で入社し、電線を接続する業務をやっていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、昭和31年9月11日から32年3月8日までについて、調査の過程で申立人と同姓同名で生年月日が異なる者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認された。

また、事業所より、申立人が当該事業所に昭和31年9月11日から32年3月8日までの期間に在籍していた旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、C社の事業主は、申立人が31年9月11日に被保険者資格を取得し、32年3月8日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人の業務内容についての詳細な記憶から申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立人は、当時の上司、同僚の氏名を記憶しておらず、かつ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である。また、D社も申立当時の関係資料を無いとしており、申立期間に係る厚生年金保険料が

事業主から控除されていた事実を確認できない。

さらに、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

また、申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、申立人が記憶していた叔父の氏名が、社会保険庁の記録から確認できることから、当該事業所に勤務していたと推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧であり、事業所も全喪により関係資料がないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できない。

さらに、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立期間において申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。

このほか、申立期間①、②ともに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA農業会B支部における資格取得日を昭和20年12月31日に訂正し、標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月31日から21年2月1日まで
② 昭和23年8月25日から25年3月1日まで

社会保険庁の記録によると、昭和20年12月31日から21年2月1日までの期間及び23年8月25日から25年3月1日までの期間における厚生年金保険の加入記録が無いが、私は、前者の期間はA農業会B支部に、後者の期間はC農業協同組合（現在は、E県本部 以下同じ）D支所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所の人事記録及び同僚の「申立人は獣医として勤務していた。獣医は一人だけだった」旨の証言から、申立人は、申立期間について、A農業会B支部に獣医として継続して勤務していたと認められる。

また、E県本部は「現在、厚生年金保険は入社と同時に加入している。当時も入社と同時に加入していたと考えられる」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②について、A農業会は昭和23年8月14日に解散し、当時の状況から、従業員多くはC農業協同組合に移行したものと考えられるが、同農業協同組合連合会各支所における新規適用は25年3月1日以降であり、申立期間について、同農業協同組合連合会D支所が適用事業所であることの記録は見当たらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①の標準報酬月額は昭和21年2月の社会保険庁の記録から、150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA農業会は解散されており関係者の所在が不明であり、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち昭和26年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、28年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められることから、上記期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年3月から27年3月までは、3,000円、27年4月から同年6月までは、4,000円、同年7月から28年6月までは、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年4月から28年6月まで
② 昭和41年12月から47年11月まで

社会保険庁の記録によると昭和24年4月から28年3月及び41年12月から47年11月までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

昭和24年4月にA社に入社し、28年に退職するまで昼はA社で働き、夜は定時制高校へ通学していた。

また、昭和41年12月から47年11月まではB社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者の資格を昭和26年3月1日に取得し、28年7月1日に資格を喪失した、申立人と同姓同名、同生年月日の者の記録が発見された。

また、申立人、同僚及びその他の元社員から聴取しても、申立期間当時に申立人と同姓同名の社員がいたことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であったと考えられ、申立人が昭和26年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び28年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿から昭和26年3月から27年3月までは3,000円、27年4月から同年6月までは4,000円、同年7月から28年6月までは6,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間の昭和24年4月1日から26年3月1日についてA社は、26

年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。また、当時の総領に照会を行ったものの、申立内容を確認できる供述を得ることができなかった。

申立期間②については、当時の同僚である3名の証言から申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において、厚生年金保険料を事業主より給与から除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

さらに、B社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、証言をした同僚3名は親会社であるC社で厚生年金保険の被保険者となっていたが、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、B社に勤務していたとする複数の同僚もC社における厚生年金保険被保険者記録が無いことから、B社では従業員ごとに異なった厚生年金保険の取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年1月4日から同年3月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年1月4日から同年3月1日まで
② 平成4年9月17日から同年10月1日まで

申立期間①については、昭和23年4月1日に高校卒業後、A社に就職し平成2年12月3日に定年退職している。入社後、A社B支店に配属され昭和24年1月4日付けでA社C支店へ異動になった。A社に勤務していた間、何度か異動をしている。

申立期間②については、退職後A社の人事部の指示でD社に勤務しA社に戻って勤務した。

厚生年金保険の記録を確認したところ、①及び②の期間について厚生年金保険の加入記録のうち、申立期間が空白となっている。

A社は、異動で継続して在籍、退職後同日でD社からA社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和24年1月4日にB支店からC支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年12月の社会保険事務所記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、

これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、申立人は、A社の人事記録及びD社の回答によると、A社を平成2年12月3日に退職しD社に就職、4年9月16日にD社を退職し、同年10月1日にA社に非日勤嘱託として勤務していることが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和44年3月21日)及び資格取得日(昭和45年2月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月21日から45年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。昭和41年2月に入社し、49年に退職するまで継続して勤務していました。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和41年2月1日に厚生年金保険の資格を取得、44年3月21日に資格喪失後、45年2月1日に同社において再度資格取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は申立人の上司の紹介で昭和41年2月に入社した後、飲食店の店長として勤務したが、申立期間における業務内容等の変更は無かったと、複数の同僚からも同様の供述がある。

さらに、申立人以外の上司及び同僚は、いずれも入社時から厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年3月から45年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、同年7月及び8月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年9月1日

平成9年7月1日からA社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁における厚生年金加入期間が平成9年9月1日からというのは納得できない。

当時の給料明細書があり、給料より厚生年金保険料が天引きされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る平成9年7月及び8月の標準報酬月額については、申立人の保持する給与明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をB社（A社の関連会社 以下同じ）の事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間における資格取得日に係る記録を昭和60年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所で厚生年金加入期間の確認をしたところ、申立期間について加入した記録が無い旨の回答を受けた。A社からB社に昭和60年8月1日に転籍したが、保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細表及び同僚の証言により、申立人が申立期間にB社に継続して勤務し（昭和60年7月31日にA社から関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬額については、申立人の保持する給与明細表の支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間については41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の資格取得日については、事業主がこれを昭和60年7月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 21 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 33 年 2 月 5 日から 35 年 12 月 11 日まで

独身の時に勤務していたA社B社C社の厚生年金に係る受給手続きを忘れていたので、社会保険事務所にて期間照会をしたところ、申立期間であるB社C社の期間は脱退手当金として支給済との回答であった。

しかし、当時、私は脱退手当金という制度を知らなかったし、社会保険事務所の存在も知らなかったので、自分から請求するはずが無い。

また、C社退職時に、会社から脱退手当金に関する説明は無かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

なお、昭和 36 年 10 月 17 日に脱退手当金支給となっているが、私は 35 年 12 月 3 日に婚姻届を出し、改姓していた。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の、最初の被保険者期間であるA社の被保険者期間についてはその計算の基礎とはされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間であるA社の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、C社における申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和 36 年 10 月 17 日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 35 年 12 月 3 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 343 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年1月まで

私は、昭和43年4月に会社を退職し、49年2月に市役所の出張所にて国民年金の加入手続を行った。その時に出張所に来ていた社会保険事務所の職員から国民年金に加入することは国民の義務であり、今、特例納付をすればさかのぼって加入できることを強く勧められた。特例納付の保険料は所持していた生活費の中から申立期間の保険料の大部分を納付した。納付は出張所にいた社会保険事務所の職員に納付した。残りは何回かに分けて郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年2月ごろは、特例納付が可能な期間であり、その当時申立人が居住していた市では、社会保険事務所の職員が市役所の出張所に出向いて、特例納付の対応を行っていたことは確認できるものの、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見あたらず、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、納付額についての申立人の記憶は定かでなく、申立人が納付したとする金額と申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の合計額と大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から61年3月まで

夫が公務員であった期間及び公務員退職後に建設会社に勤めていた期間のうち、昭和44年1月から61年3月までの期間に妻である私の国民年金の保険料を納付していた可能性がないか調べていただきたい。夫が建設会社に勤めていた期間は、私の妻としての年金が給料から支払われていたことは確かである。

夫が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたはずであるので未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の夫が行っていたはずであると主張しているが、その夫は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が結婚した後に居住していた区等及び申立人の夫の勤務先に申立内容に基づく納付の有無を調査したが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1640

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年3月まで

私は、友人の家族が所有しているビルが小火を出した後の昭和48年4月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。初めのうちは集金に来た区の職員に、2、3年後からは銀行で国民年金保険料を納付していた。保険料は4,000円ぐらいでだんだん上がっていった。以前から30歳までには国民年金に加入すると決めていて、そのように実行してきたので、この期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年10月ごろ払い出されていることが確認できることからその時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が記憶している国民年金保険料額は、申立期間当初の実際の保険料額と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの期間、52年9月、53年7月及び54年4月から55年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで
② 昭和52年9月
③ 昭和53年7月
④ 昭和54年4月から55年10月まで

申立期間①は叔母が市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間②、③及び④の保険料は、郵便局で納付していた。申立期間①から④の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、叔母が市役所で国民年金保険料を納付していたとしているが、この期間は申立人が20歳前であることから、制度上、申立人が国民年金に加入し保険料を納付することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、平成10年に申立期間②、③及び④の国民年金の資格の取得と喪失の記録が追加されており、申立期間②、③及び④当時、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人と連絡がとれないため、申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間、54 年 7 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 57 年 1 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間、同年 6 月から 59 年 5 月までの期間、60 年 10 月から 61 年 1 月までの期間、同年 6 月から 62 年 9 月までの期間、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び 2 年 4 月から 9 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 1 月まで
④ 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 6 月から 59 年 5 月まで
⑥ 昭和 60 年 10 月から 61 年 1 月まで
⑦ 昭和 61 年 6 月から 62 年 9 月まで
⑧ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
⑨ 平成 2 年 4 月から 9 年 12 月まで

昭和 50 年 1 月ごろ区役所で、妻が私の国民年金の加入手続を行った。

昭和 50 年 3 月ごろから A 市にある銀行の支店で国民年金保険料を納付してきた。保険料は妻が納付していた。納付方法は、口座振替・納付書で、3 か月払いか 6 か月払いだったと思う。当時の預金通帳は処分して無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑨の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は 9 回に及んでいる上、申立期間①から⑨までの期間は近接しており、これだけの回数事務処理を金融機関及び行政側が続けて誤るとは考え難い。

また、申立期間②のうち、昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの期間は申

請免除期間であり、国民年金保険料の納付を免除されているが、保険料が追納された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、平成3年6月に国民年金基金に加入しているが、国民年金本体の国民年金保険料を納付していなかったとして、申立期間⑨のうち、国民年金基金に加入していた同年6月から9年12月までの期間に納付した国民年金基金の掛金が全額、還付されていることが確認できることから申立内容とは齟齬がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間、54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、同年 10 月から 57 年 1 月までの期間、同年 10 月から 58 年 3 月までの期間、同年 6 月から 59 年 5 月までの期間、60 年 10 月から 61 年 1 月までの期間、同年 4 月、同年 6 月から 62 年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 10 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 1 月まで
④ 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 6 月から 59 年 5 月まで
⑥ 昭和 60 年 10 月から 61 年 1 月まで
⑦ 昭和 61 年 4 月
⑧ 昭和 61 年 6 月から 62 年 9 月まで
⑨ 昭和 63 年 4 月から平成 10 年 12 月まで

昭和 50 年 1 月ごろ区役所で、私が国民年金の加入手続を行った。

昭和 50 年 3 月ごろから A 市にある銀行の支店で国民年金保険料を納付してきた。保険料は私が納付していた。納付方法は、口座振替・納付書で、3 か月払いか 6 か月払いだったと思う。当時の預金通帳は処分して無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑨の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は 9 回に及んでいる上、申立期間①から⑨までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を金融機関及び行政側が続けて誤るとは考え難い。

また、申立期間②のうち、昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの期間は申

請免除期間であり、国民年金保険料の納付を免除されているが、保険料が追納された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、平成3年6月に国民年金基金に加入しているが、国民年金本体の国民年金保険料を納付していなかったとして、申立期間⑨のうち、国民年金基金に加入していた同年6月から10年12月までの期間に納付した国民年金基金の掛金が全額、還付されていることが確認できることから申立内容とは齟齬がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの期間及び58年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から57年3月まで
② 昭和58年4月から63年12月まで

申立期間①及び②については、私の元夫が、私と元夫の二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。1か月の保険料が一人分で7,000円くらい納付したのを元夫は記憶している。保険料を納付していなければ、納付を督促されていたはずであり、督促されれば納付したと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が、国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた地域では、昭和55年度までは3か月ごとに、56年度から60年度までは2か月ごとに保険料が収納され、毎月収納されるようになったのは申立期間②の後半の61年度からであることが確認でき、申立内容の一部に当時の収納方法との相違がみられる。

また、申立人は申立人の元夫が、申立人及びその元夫の二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、その元夫の申立期間①及び②の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年10月までの期間及び52年10月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年10月まで
② 昭和52年10月から60年12月まで

昭和50年7月に夫が会社を辞め運送業を始めたので、すぐに夫の国民年金への加入手続をし、それ以降、61年7月に転居するまで、私達夫婦二人分の国民年金保険料は、私か夫が、3か月ごとに納付書で市役所の窓口で国民健康保険料等と一緒に納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に申立人の夫の国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料等と一緒に市役所窓口で3か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の申立人に係る住所履歴の記録及び申立人が所持する国民年金手帳において、申立期間当時居住していた市に転居した記録が確認できないことから、申立期間当時居住していた市において納付書が発行されていたとは考え難い。

また、申立人が所持している国民健康保険料の領収書では、昭和54年度及び55年度の国民健康保険料は昭和59年に、昭和56年度から60年度の国民健康保険料は昭和60年及び61年に納付されており、申立期間の保険料を国民健康保険料と一緒に納付していたとする申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 7 月ごろ、それまで勤めていた運送会社を辞め、運送業を初めたので、私の妻が市役所で私の国民年金の加入手続をし、それ以降の私達夫婦の国民年金保険料は、市役所の窓口で、私か妻が 3 か月ごとに国民健康保険料等と一緒に納付書で納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を国民健康保険料等と一緒に市役所窓口で納付書により納付していたと主張しているが、申立期間①当時はその妻は厚生年金保険に加入している期間であることから国民年金保険料を納付することができない上、申立期間②及び③はその妻も国民年金保険料が未納とされていることから、夫婦一緒に保険料を納付している状況はうかがえず、申立内容とは相違している。

また、申立人が所持している国民健康保険料の領収書では、昭和 54 年度及び 55 年度の国民健康保険料は昭和 59 年に、昭和 56 年度から 60 年度の国民健康保険料は昭和 60 年及び 61 年に納付されており、申立期間の保険料を国民健康保険料と一緒に納付していたとの申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1647

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から57年3月までの期間及び58年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から57年3月まで
② 昭和58年4月から63年12月まで

昭和52年7月に会社を退職した後、私が、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書を使って保険料を納付していた。結婚後は、私が、私と元妻の二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。1か月の保険料が一人分で7,000円くらい納付したのを記憶している。保険料を納付していなければ、納付を督促されていたはずであり、督促されれば納付したと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた地域では、昭和55年度までは3か月ごとに、56年度から60年度までは2か月ごとに保険料が収納され、毎月収納されるようになったのは申立期間②の後半の61年度からであることが確認でき、申立内容に当時の収納方法との相違がみられる。

また、申立人は、申立人及び申立人の元妻の二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、その元妻の申立期間①及び②の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年3月まで
② 昭和56年4月から58年3月まで

私は、国民年金加入当時は「料理屋」で働いていた。そのころ、職場の人と役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付したことを覚えている。明確な記憶はないものの、30歳からは国民年金保険料を納付していたと記憶している。私は、納付書が送られてきたら必ず納付しており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30歳から国民年金に加入し、以降、納付書が来れば必ず国民年金保険料は納付していたと主張しているが、申立人には国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市における国民年金保険料検認（納付）記録票によると、申立人の申立期間①及び②の保険料は未納とされており、社会保険庁の納付記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から48年3月まで

私は、昭和42年1月に、両親の国民年金保険料の集金に来ていた集金人が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その集金人に定期的に国民年金保険料を納付していた。加入時に交付してもらった国民年金手帳には、領収印が押してあったが転居時に処分してしまい現在は所持していないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を定期的に集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間のうち過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いことから、申立人が申立期間の保険料を納付するためには別に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の弟と連番で払い出されており、その弟の国民年金保険料は申立期間と重複する期間については未納であり、申立人と同じく昭和48年4月から納付されていることが確認できることから、申立人は申立期間に国民年金の加入手続が行われていなかった可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

神奈川国民年金 事案 1650

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月及び同年 8 月

私は、昭和 51 年 7 月に会社を退職する際に、厚生年金保険の脱退手当金を受給せずに、国民年金に任意加入するつもりでいた。

会社の総務担当者から、早めに国民年金に任意加入する手続を行った方が良いと説明を受けていたので、昭和 51 年 7 月に市役所でその加入手続を行った。

申立期間を除き、国民年金保険料がすべて納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の 2 か月分のみ保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 51 年 7 月に、市役所において国民年金に任意加入する手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人は同年 9 月に国民年金に任意加入する手続を行ったと推測でき、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立人がはじめて被保険者となった日は、同年 9 月 14 日とされている。

また、申立期間は、任意加入期間であり、さかのぼって国民年金に加入できない未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立人から申立期間の保険料を納付していた事実を裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、夫が昭和36年4月に夫婦の国民年金の加入手続をして以降、集金人に国民年金保険料を納付し、納付の都度、印紙をはがきサイズの紙に貼付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年3月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は、過年度納付であれば保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付し、印紙をはがきサイズの紙に貼付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住している市では、国民年金手帳に印紙を貼付する以外の方法では保険料の収納を行っていないため、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続をした夫は、既に亡くなっており、国民年金の加入手続状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間及び 60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの期間については、両親が口座振替で国民年金保険料を納付し、申立期間②60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間については、自分が郵便局で保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、国民年金の加入手続は、申立人自身か申立人の両親が行い、国民年金保険料はその両親が口座振替により納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、かつ、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその両親は既に亡くなっていることから加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月以降に払い出されており、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳を所持していたことは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人自身が郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間②のうち昭和 60 年 8 月は、平成 5 年 2 月の納付記録訂正により未納期間とされており、それ以前は未加入期間であったことが確認でき、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間では任

意加入手続が行われた形跡はないため未加入期間とされていることが確認できることから、申立期間②は申立期間当時には未加入期間であって、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から平成元年 5 月まで
いつ、どこで、国民年金に加入したのか覚えていないが、申立期間当時、申立期間の保険料は、派遣会社を通じ、派遣先の工場の社会保険担当の方が、納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、派遣会社を通じ、派遣先の工場の社会保険担当者が、申立人が 20 歳の時から納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金加入手続についての申立人の記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、外国で生活し、申立期間当時は日本に居住しておらず、戸籍の附票においては平成元年 6 月に初めて日本に住民登録をしたことが確認でき、申立期間は国民年金に加入することはできなかったことから、申立人の納付状況等についての記憶は、申立期間に係るものではなく、資格取得後のものであると考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 2 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することは不可能であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から41年1月までの期間及び同年8月から43年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から41年1月まで
② 昭和41年8月から43年12月まで

昭和40年5月から41年1月までの期間及び同年8月から43年12月までの期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答があった。

叔父の経営していた商店で給与明細(小さな紙)に国民健康保険や年金の保険料が記入されていた。

申立期間の保険料が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料が給与明細に記入されていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料を納付できない期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に対して、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等に関して再三に渡り照会を行ったが、申立人の協力を得ることができず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が一切不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間及び同年4月から60年8月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和58年4月から60年8月まで

申立期間①及び②当時、夫が会社から独立したこと等のため、国民年金保険料の納付が厳しく、私自身が保険料免除の申請を行った。

後に、社会保険事務所で免除期間をこのままにしておくと言われ、年金が支給されなくなると言われ、免除期間については夫の分と併せてすべてさかのぼって納付した。

納付した金額や、納付回数、納付場所の記憶は定かではないが、納付金額については少なくとも夫婦で10万円を下回るようなことはなかった。

申立期間が、未納期間及び免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料免除の申請を行ったとしているが、申立人の国民年金保険料免除申請書の提出に関する記憶は定かでない上、当時申立人が居住していた区及び同区を管轄する社会保険事務所に申立人が免除申請をしていたことを示す記録等はないことから、申立人が免除申請を行い、その後保険料を追納したとは考えにくい。

また、申立期間①及び②について、すべての国民年金保険料を夫婦共に追納したとすると、かなりの高額になるにもかかわらず、申立人は、追納金額、納付場所、納付回数等についての記憶が明確でないことから、社会保険庁の記録に追納済みとされた期間や、現年度保険料で納付済みとされた期間との記憶違いの可能性を否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から平成 7 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成 7 年 6 月まで
私は、昭和 52 年に結婚した後、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてきて加入した。申立期間の国民年金保険料は、妻や私が銀行の窓口や役所で納付してきたし、勤務先の年末調整の際に国民年金保険料の領収書を提出した記憶があるので、申立期間の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市が保存している国民年金収納簿及び社会保険事務所が保存している国民年金被保険者台帳には、申立人の複数回に渡る同一市内での転居先の住所が記載されており、行政が申立人の国民年金保険料の納付記録を適切に管理していたことがうかがわれる一方、当該納付記録では申立人は 14 年余の間すべての保険料が未納となっており、行政がこれだけの長期間に渡り同一人の事務処理を連続して誤ったとは考え難い。

また、申立期間について、申立人と同様に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、厚生年金保険に加入していた期間等を除き、申立人と同時期で、かつ、11 年余と長期間に渡る期間の保険料が未納となっていることから、行政が申立人夫婦二人の事務処理を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの期間及び同年7月から平成5年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から61年3月まで
② 昭和61年7月から平成5年5月まで

私は、昭和52年に結婚した後、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、夫や私が銀行の窓口や役所で国民年金保険料を納付してきたし、夫の勤務先の年末調整の時に国民年金保険料の領収書を提出した記憶があるので、申立期間の保険料がすべて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた市が保存している国民年金収納簿及び社会保険事務所が保存している国民年金被保険者台帳には、申立人の複数回に渡る同一市内での転居先の住所が記載されており、行政が申立人の国民年金保険料の納付記録を適切に管理していたことがうかがわれる一方、当該納付記録では申立人は11年余の間すべての保険料が未納となっており、行政がこれだけの長期間に渡り同一人の事務処理を連続して誤ったとは考え難い。

また、申立期間について、申立人と同様に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立人と同時期で、かつ、14年余と長期間に渡る期間の保険料が未納となっていることから、行政が申立人夫婦二人の事務処理を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1658

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から47年3月まで

私は、昭和40年8月に国民年金に加入した。加入の手続は家族のだけが行ったかはよく覚えていない。

国民年金に加入してからの保険料は、私か父親が納付書により近くの銀行で納付した。申立期間途中の昭和45年2月に転居して以降の保険料は、私か父親が区役所で納付した。

国民年金手帳は、現在所持している手帳のほかにもう1冊所持していたが、転居の際、紛失した可能性が高い。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年8月に国民年金に加入したとしているが、加入手続を行った者や場所等の記憶が不明確で、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入者の資格取得日から48年3月に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料の大半は時効により納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額の記憶が無く、申立期間の保険料を申立人と共に納付していたとする申立人の父親は既に他界しており、申立人の母親や申立人の姉妹からも、具体的な証言は得られないことから、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1659

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から54年3月まで

私は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法や納付金額については父親が管理していたため、いつ、どこで加入手続を行い、いくら保険料をどこに納付していたかは不明だが、昭和54年頃に父親から年金手帳をもらい、継続して自分自身で保険料を納付した。それ以前の保険料は父親が納付をしており申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年頃に父親から年金手帳をもらい、継続して自分自身で国民年金保険料を納付し、それ以前の保険料は父親が納付をしていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和54年6月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、同居していた申立人の父親、母親及び兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出され、前後の任意加入者から昭和50年11月に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるが、その前後で払い出された国民年金手帳記号番号に申立人の氏名は存在しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1660

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から55年3月まで

昭和43年から55年までの国民年金保険料が未納となっているが、26歳ころ転居して、5年から6年過ぎた後、国民年金保険料を納付していなかったことに気付き、区役所に行き手続をした。その時に、未納分の国民年金保険料を計算してもらい、約50万円から60万円を銀行の自分の預金口座から下ろして、その銀行の窓口で納付した記憶があり、申立期間の保険料が未納となっているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ころに区役所で未納だった申立期間の国民年金保険料を計算してもらい銀行で納付したと主張しており、申立期間の保険料を納付するには、第3回特例納付により保険料を納付したと考えられるが、申立人は、社会保険事務所に保管されている国民年金被保険者資格取得届によると、その届出年月日は55年8月28日になっており、申立人は区役所において、同日、国民年金の新規加入手続を行っていることが確認でき、この時期では第3回特例納付の実施期間を既に経過していることから申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられるとともに、その時点では、申立期間の大半の保険料は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期の前後の期間における他の国民年金被保険者の納付記録を確認したが、第3回特例納付実施期間以降に特例納付による国民年金保険料の納付が行われた事績は無く、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所では、当時特例納付の実施期間について、例外的な取扱いは行っていなかつたとの証言もあり、申立人が

特例納付を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を預金口座から引き出して納付したとする金融機関に対し、申立人の預金口座にかかる入出金記録の調査を実施したが、当時の預金通帳の口座番号も不明なことから預金の引出しについては確認できず、出金状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から61年3月まで

昭和47年から49年ごろに、「サラリーマンの妻も国民年金に加入してください。」と記載された回覧板が回ってきたので、私は、国民年金の加入手続を行った。加入手続は、私が役所へ出向いた記憶は無いので、自治会の組長が行ったのではないかと思うが国民年金手帳はもらった。

国民年金保険料は、加入してから1年間くらいは自治会の組長が集金を行っていたが、その後は、市役所連絡所に現金を持参して、国民年金手帳に丸いスタンプをずっと押してもらってきた。この国民年金手帳は、昭和61年4月に第3号被保険者資格取得手続の際に、新しい国民年金手帳と交換されてしまったので、現在は所持していない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年から49年ごろに、国民年金の加入勧奨の回覧板が回ってきたが、申立人が役所へ出向いた記憶は無いので、自治会の組長が申立人の国民年金の加入手続を行ったのではないかと思う、また、国民年金保険料は、加入してから1年間くらいは自治会の組長に、その後は申立人が、市役所の連絡所へ現金を持参して納付して、国民年金手帳に丸いスタンプをずっと押してもらってきたと主張しているが、申立人が保険料を納付していたとする市役所の連絡所は、51年7月から業務を開始していることが確認できること及び申立人の住所地の市では、49年4月からは納付書により3か月分の保険料を4期に分けて納付する方法となっていることから、市役所の連絡所に現金を持参して、保険料を納付した際、国民年金手帳にスタンプを押してもらっていたという申立内容と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1662

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年3月まで

私は、昭和46年2月に長男出産の前、区役所で国民健康保険の加入手続に行った際、国民年金の加入を勧められた。その後時期は定かでないが、私と夫の夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料の額は400円から500円くらいだったと思うが、加入手続を行ったその月から夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。国民年金手帳は加入手続をしてから1年くらい後に送られて来た。国民年金保険料を納めていたのに申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年2月に国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年2月22日に区に払い出され、前後の任意加入被保険者の資格取得日から申立人は同年3月に加入手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間当時、区では加入手続時に国民年金手帳を発行していること、及び集金人は年金手帳の発行前の被保険者からの保険料の収納や領収書の発行を行っていなかったことが確認でき、申立人の主張と相違している。

さらに、申立期間のうち、昭和46年2月分及び同年3月分の国民年金保険料は過年度納付できる期間であるが、集金人は過年度納付に係る保険料を取り扱っていなかったことが確認できる上、同年4月から47年3月までの期間は加入時において現年度納付できる期間ではあるが、申立人は加入手続を行ったその月から夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとして、申立人が当該期間の保険料をさかのぼって納付したとい

うことも考え難い。

加えて、申立期間における国民年金保険料は夫婦共に未納であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年3月まで
姉夫婦の勧めで20歳を迎えた昭和39年8月ごろ、区役所で私が国民年金の加入手続を行い、窓口で保険料を納付した。以後の保険料は私が自宅に来た集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月ごろに自分で区役所に行き国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が居住していた区及び転居後の区においては、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、その後、転居した市の国民年金被保険者名簿から申立人に国民年金手帳が発行されたのは42年7月1日であることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできず、39年8月以降に居住していた区で別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、加入手続の時期からすると、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付することが考えられるが、申立人は集金人に保険料を納付し過年度納付を行った記憶はないとしていることから、申立期間について時効が成立するまでの保険料を納付したとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から63年11月まで

私が会社を退職した後、妻が市民センターへ行き、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。妻は、毎年、市役所の窓口へ行き、夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に、1年分を納付書で前納した。時期は定かではないが、その保険料の合計金額は10万円くらいだったことを覚えており、月掛け1万円の積立金を両保険料の納付に充当していた。夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に前納していたことは間違いなく、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、毎年、市役所の窓口へ行き、夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に、1年分を納付書で前納し、時期は定かではないが、その保険料の合計金額は10万円くらいだったことを覚えておりと主張しており、その妻は、申立期間のすべての期間を通じて、月掛け1万円の積立金を両保険料の納付に充当していたとしているが、申立期間当時の国民年金保険料のみについてみても、保険料は年度ごとに増額されており、申立人の主張する金額では、国民年金と国民健康保険の保険料の合計金額を納付することはできない。

また、申立人が、保険料を一緒に前納したとする申立人の妻も、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月から63年11月まで

夫が会社を退職した後、私が市民センターへ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。私は、毎年、市役所の窓口へ行き、夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に、1年分を納付書で前納した。時期は定かではないが、その保険料の合計金額は10万円くらいだったことを覚えており、月掛け1万円の積立金を両保険料の納付に充当していた。夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に前納していたことは間違いなく、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎年、市役所の窓口へ行き、夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に1年分を納付書で前納し、時期は定かではないが、その保険料の合計金額は10万円くらいだったことを覚えていると主張しており、申立人は、申立期間のすべての期間を通じて、月掛け1万円の積立金を両保険料の納付に充当していたとしているが、申立期間当時の国民年金保険料のみについてみても、保険料は年度ごとに増額されており、申立人の主張する金額では、国民年金と国民健康保険の保険料の合計金額を納付することはできない。

また、申立人が、保険料を一緒に前納したとする申立人の夫にも、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月から41年3月まで

私は、20歳になった昭和37年6月に区役所で国民年金の加入手続きを行い国民年金手帳を交付され、その場で10か月分の保険料を納付した。

昭和38年6月に実家のある市に転居した後も、市役所で国民年金保険料を納付した。昭和40年5月に実家を改築して美容室を開店するに当たり、市から公的資金の貸付けを受けた際、国民年金保険料の納付状況も調査されたが問題は無く、貸付けを受けられた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年6月に区役所で国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入者の資格取得日から41年4月から同年5月までの間に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が20歳になった昭和37年当時の同僚からは、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況に関する具体的な証言は得られず、それらの状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるまでの具体的な陳述を得ることはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1667

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から平成元年 9 月まで
昭和 57 年 6 月に会社を退職し、国民健康保険に加入し保険料も納付していた。

国民健康保険に加入していれば国民年金にも加入しているはずで、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、妻が行っていたと思う。

申立期間が、未加入期間とされ納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入していれば、国民年金にも加入しているはずであると主張しているが、制度上、国民健康保険に加入したことをもって国民年金に当然に加入となることは無く、国民年金の加入手続は別途必要である上、昭和 57 年 6 月に退職した時に申立人は、既に厚生年金保険を受給するために必要な加入年数を満たしており、国民年金の強制加入の対象者ではなかったことから、国民健康保険加入と同時に国民年金加入の手続を行う必要は必ずしもなかったと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び年金手帳には、申立人が昭和 57 年 6 月に退職した後に、国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号で国民年金に加入した記録が無い上、申立人が申立期間当初に居住していた区を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立期間中に申立人に対し、既に交付されていた記号番号と別の番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから国民年金の加入手続や納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から53年3月まで
昭和53年ごろ、市役所から国民年金保険料が未納とされている期間があるとの通知が届いた。その通知には、特例納付制度を利用して、保険料をすべて納付すれば、未納とされている期間が無くなる旨が記載されていたので、市役所の窓口で1年半又は2年分の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろに特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は55年8月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、1年半又は2年分の国民年金保険料を特例納付により納付したことが一度だけあるものの、保険料を納付した期間については分からないと証言していることから、保険料を納付した期間が不明確であるが、申立人の納付記録によると、申立人が、昭和55年6月に申立期間直前の42年12月から43年11月までの保険料を特例納付により納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から同年 9 月までの期間及び平成 6 年 4 月から 7 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から同年 9 月まで
② 平成 6 年 4 月から 7 年 7 月まで

申立期間①については、昭和 60 年 6 月に会社を退職し、すぐに自分で国民年金の加入手続を行った。保険料は、私又は妻が市役所内にある銀行分室などで、おおむね毎月納付していた。

申立期間②については、60 歳に近いたため、国民年金の保険料だけは納付しておかねばならないと意識的に納付していた記憶がある。

保険料を納付した際受け取った領収書は、1 年間くらい保存しておき、その後、納付漏れが無いかを確認して廃棄してきたので、保険料を未納にすることは無く、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初昭和 60 年 6 月に会社を退職し、すぐに国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、その後国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から推認される同年 8 月かもしれないと主張が変遷している。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を、申立人又は申立人の妻が納付してきたとしているが、その妻は、申立期間①及び②の国民年金保険料はいずれも未納となっているほか、複数の未納期間が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の記憶も曖昧であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1670

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成6年8月まで

私は、国民年金だけで25年加入しないと年金を受け取れないと思い、区役所で妻が私の国民年金の加入手続きを行い、その後は妻が金融機関で全額納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続き及び保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、金融機関で納付していたと証言するものの、保険料の納付間隔、納付金額等の記憶が曖昧であることから納付状況は不明である上、その妻は、申立期間当時国民年金に未加入である。

また、申立期間は8年11か月の長期間に及んでいるが、国民年金保険料を納付していたとする金融機関等において、このような長期に渡り、納付に関する事務処理が恒常的に不適切であったとは考え難い。

さらに、申立期間直後の平成6年9月から8年3月までの国民年金保険料については8年9月6日に過年度分の納付書が作成され、申立人が過年度納付していることが記録上確認できることから、申立人の主張とは相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年6月まで

申立期間は、職場を離職した訳ではなく、次の職に就くまでの間、非正規社員に勤務体系を変更したため、職場の前にある町役場で、国民年金の加入手続きを行い、町役場の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、職場の前にあった町役場で、国民年金の加入手続きを行い、町役場の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続きを行った時の具体的状況や納付方法等について、その記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人が居住している町の国民年金被保険者名簿において、申立人の加入及び納付記録は確認できず、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月、同年 5 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 7 月から同年 11 月までの期間、44 年 5 月、45 年 2 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から 53 年 3 月までの期間、56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 2 月から同年 3 月までの期間及び同年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月
② 昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 7 月から同年 11 月まで
④ 昭和 44 年 5 月
⑤ 昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月まで
⑥ 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
⑦ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
⑧ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
⑨ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
⑩ 昭和 58 年 2 月から同年 3 月まで
⑪ 昭和 58 年 8 月から同年 9 月まで

私は、母親の強い勧めもあり 20 歳になった昭和 41 年 3 月に国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付場所や金額及び納付方法などの記憶は定かではないが、国民年金加入後は保険料を未納とした覚えはなく、いくつもの期間において保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 41 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金加入後は国民年金保険料を未納とした覚えは無いと主張しているが、

申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 12 月に払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは相違がみられるとともに、申立期間は合計 11 回に及び、これだけの回数において行政側の記録管理が不適切であったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付場所及び納付方法についての記憶が曖昧であり、さかのぼって納付した記憶も無く、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1673

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和49年1月に町役場で国民年金の任意加入手続を行った。その後、同年4月に自宅に町役場の職員が来て、60歳まで国民年金保険料を納付すれば、将来、年金がもらえると説明を受けたので、その職員に申立期間の保険料を納付した。保険料を納付した際に、その職員が国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認記録欄の右側の頁を切り取って持ち帰ったことを憶えていることから、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人が居住していた町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得時期が昭和49年1月となっていることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、自宅に来た町役場の職員に申立期間の国民年金保険料を納付した際、その職員が国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認記録欄の右側の頁を切り取って持ち帰ったことから、申立期間の保険料を納付したことに間違いないと主張しているが、左側の頁の申立期間にかかる印紙検認記録欄には未加入を示す斜線が引かれていることが確認できる上、申立人が居住していた町では、その年度が終了した時期に、保険料納付の有無にかかわらず、右側の頁を切り取り、町役場で保管していたことが確認できることから、国民年金手帳の右側の頁が切り取られたからといって、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1674

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私の元夫が、昭和44年7月に会社を退職し、自営業を始めたので、私は、市役所の支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、申立期間について、3か月ごとに社会保険事務所又は市役所の支所で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月に市役所の支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で46年1月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、申立人自身の国民年金保険料と一緒に、申立期間当時同居していた申立人の元夫の保険料も納付していたと主張しているが、その元夫の申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1675

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年5月まで

私は、昭和36年4月ごろ、国民年金制度が始まることを知り、納税組合の集金人に依頼して国民年金の加入手続を行った。その後、私の母親が、毎月、農協で母親自身と私の二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の母親が、毎月、農協で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、49年11月以降に発行されたオレンジ色の国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶が無いと証言しているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は56年9月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得時期が昭和56年9月となっていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、納税組合の集金人に依頼して国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の居住していた村では、申立期間当時、納税組合の集金人が国民年金の加入手続を行うことができなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から51年10月までの期間、55年6月から同年7月までの期間及び57年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料並びに45年10月から51年10月までの期間、55年6月から同年7月までの期間及び57年2月から同年5月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から51年10月まで
② 昭和55年6月から同年7月まで
③ 昭和57年2月から同年5月まで

私が勤務先の会社を退職し、自営業を始めた昭和43年9月ごろ、私の妻は、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行い、その後、45年10月ごろに付加年金の加入手続も行った。妻は、43年9月から集金人又は市役所の支所で国民年金保険料を納付していたが、45年10月からは付加保険料も併せて納付していたにもかかわらず、申立期間①が未加入とされている上、申立期間②及び申立期間③のうち57年2月及び同年3月の保険料が未納とされているとともに、申立期間③のうち57年4月及び同年5月の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和43年9月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、45年10月ごろに付加年金の加入手続も行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年1月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得時期が昭和51年11

月となっていることから、未加入期間であり、付加保険料を含めて保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び申立期間③のうち昭和 57 年 2 月から同年 3 月までの期間について、申立人は、申立人の妻が、集金人に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の特殊台帳によると、社会保険事務所から申立人に対して、同期間の保険料が未納とされている旨が記載された通知及び過年度保険料の納付書が送付されていたことが確認できるが、付加保険料は現年度の定額保険料とともに、納期限内に納付するほかないことから、少なくとも同期間については、申立人が付加保険料を納付することができなかつたことが推認できるとともに、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人及び区役所で過年度保険料を納付できなかつたことが確認できることから、申立人が、過年度保険料と現年度保険料を含む定額保険料についても納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間③について、申立人の特殊台帳によると、申立人が、昭和 57 年 2 月に付加年金を辞退した後、付加年金に再加入する同年 6 月までの間に、申立人が付加年金に加入した形跡が見受けられないことから、申立期間③は付加年金の未加入期間で、付加保険料を納付できない期間であり、申立期間③のうち、57 年 4 月及び 5 月の保険料については、付加保険料の納期限経過後に、定額分のみ過年度納付されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 43 年 9 月から 51 年 10 月までの期間、55 年 6 月から同年 7 月までの期間及び 57 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料並びに 45 年 10 月から 51 年 10 月までの期間、55 年 6 月から同年 7 月までの期間及び 57 年 2 月から同年 5 月までの期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 16 日から 45 年 7 月 16 日まで

夫の年金の手続時に一緒に私の厚生年金保険の加入記録を調べてもらったところ、申立期間の厚生年金保険が脱退手当金として支給されているとの回答を得た。私の姉も同じ会社に勤務しており、姉によると脱退手当金は自分で社会保険事務所に行って手続をし、銀行振込で受け取ったとのことである。また、勤務していた会社に電話で確認したところ、脱退手当金を退職金に含めて支給していることはしていないと思うという回答であった。

私は、自分で脱退手当金の請求の手続をしていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間に係る資格喪失日から約4か月後の昭和45年11月13日に支給されているほか、申立人は在職中婚姻しているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳払出簿には氏名の変更処理がなされており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 4 日から 49 年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 7 日から 50 年 8 月 16 日まで

60 歳になる前に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を調べたところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとの回答を得た。昭和 46 年 7 月 13 日に支給されたとする脱退手当金は、「脱」表示のある被保険者証を保管しており、受給した記憶があるが、申立期間の脱退手当金は受給した覚えが無い。昭和 52 年 5 月 31 日に脱退手当金が支給されたとされているが、長男を同年 5 月に出産しており、脱退手当金の請求手続きをできるはずがない。

申立期間の脱退手当金は受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとされる時期は、申立人は、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず国民年金に加入していない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から35年12月まで

平成19年7月17日、社会保険事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、昭和32年6月1日から35年12月までの加入記録が無いとの回答を受けた。50年前のことではっきりしないが、A社のコックとして働いていた。この期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の保険料控除の事実を確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除についての記憶も無い。

また、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同僚の証言から確認できるものの、申立人の妻は、「昭和34年3月に結婚したが、その半年か1年前に夫はA社を退職した」と証言していることからみて、申立人は、申立期間についての記憶が曖昧である。

さらに、同僚は、当時A社に在籍していた職員は36名程度いたとしているところ、同社が昭和32年6月1日に適用事業所となり、その際、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がみられるのは11名であり、同社は在籍していた職員の一部しか厚生年金保険への加入手続をしなかったものとみられる。

加えて、申立人から名前の挙がった6名の同僚についてみても、3名しか健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無く、A社においては、厚生年金保険の取扱いについて職員ごとに区別していたことがうかがわれる。

このほか、A社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月15日から同年4月6日まで

社会保険庁の記録では、正社員として船舶代理店業務を担当していたA社での厚生年金保険の資格取得日が昭和42年4月6日となっているが、同年2月15日に転職の際、事業主に対し厚生年金保険加入期間に空白が無いよう、妻と共に依頼し、事業主は承諾し、その後担当者から被保険者期間を継続する手続きが完了したとの報告を受けていた。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の事務室の配置や暖房の使用について記憶しており、当時在職していた者の証言と一致したこと、また、申立人が入社した経緯、船舶代理店業務に係る出張等の供述は具体性がありその記憶に信憑性があることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は給与明細書や源泉徴収票などの保険料控除が確認できる資料も無く、保険料控除についての具体的な記憶は無い。

また、船舶代理店部門の上司の連絡先は不明であり、同僚は他界しており、その他に申立人から名前の挙がった同僚からも申立人の保険料控除がうかがえる証言は得られなかった。

さらに、当該事業所では厚生年金保険と雇用保険を同時に加入手続きしていたという同僚の証言があるところ、申立人の雇用保険の記録と厚生年金保険の記録は一致している。

なお、事業主が申立人に厚生年金保険加入期間に空白が生じないよう約束したということについて、事業所は解散しており、当時の事業主が他界していること、また、事業所の担当者から厚生年金保険の加入手続きをしたとの報告を受けたということについては、担当者の氏名を記憶していないことから、これらに係る証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月28日から23年5月1日まで

社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和22年4月28日から23年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。私は、「退職職所得の源泉徴収票」に記載されているとおり、昭和22年4月28日に入社しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員カードの写し、職務経歴証明書及び申立人が保存している退職所得の源泉徴収票により、申立人は、昭和22年4月28日から同社に臨時社員として雇用され、23年11月1日に正社員として同社に入社し、平成2年6月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、臨時社員の期間中である昭和23年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時に申立人と同じ課に勤務し、申立人と同職種であった元同僚は、「正社員となる前に臨時社員の期間があり、この期間は厚生年金保険の被保険者となっていなかった」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人の被保険者番号はA社の社員十数人とともに連番で昭和23年5月1日に払出されていることが確認でき、同払出簿に記載されている当該被保険者が、A社の被保険者名簿においても申立人の前後に確認できる。

加えて、B社は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明としている。なお、退職金については、臨時社員の期間も退職金計算の際に含めていると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間⑥における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 58 年 12 月 29 日から 59 年 1 月 1 日まで
⑤ 平成 7 年 7 月 3 日から同年 11 月 1 日まで
⑥ 平成 7 年 11 月から 9 年 9 月まで
⑦ 平成 12 年 11 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金の加入期間を確認したところ、会社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録の無い期間があった。

当時の給与明細書は無いが、給与から厚生年金保険料は控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 11 月から 9 年 9 月までの厚生年金保険料が、標準報酬月額に見合う金額より過剰に控除されているので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、申立人が卒業したB訓練所（現在はC県D校）からの証言及び申立人と一緒に同訓練所を卒業し、E社に就職した元従業員からの証言により、申立人は 32 年 3 月に卒業していると思われることから、昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 31 日までの勤務実態は無い。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得年月が昭和 32 年 3 月から 34 年 4 月となっている元従業員 13 名のうち、連絡先が判明した 9 名に対し当時の周辺事情を調査したところ、8 名から回答があり、うち 7 名の元従業員からは「厚生年金保険の資格取得日より数か月前に入社している」との回答と、B訓練所を申立人と一緒に卒業した元従業員を含む 3 名の元従業員からは「当時、試用期間があって、入社と同時に厚生年金保険に加入させてもらえな

かった」との回答があったことから、当該事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、同訓練所を卒業した元従業員と資格取得日が一致していることを踏まえると、申立人についても入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと判断するのが自然である。

次に、②、③、④及び⑦の申立期間については、いずれも退職月に係る申立てであるが、実際の退職日は、在職証明書、事業所保管の退職願及び申立人の証言等から、E社が昭和36年3月30日、F社が36年9月21日、G社が58年12月29日、A社が平成12年11月26日と認められ、月末の勤務実態は無い。

⑤の申立期間については、当該事業所からは「タクシー運転手として必要な2種免許取得までは養成期間としており、厚生年金保険には加入させていない」との回答に加え、申立人から提供のあった給与明細書においても、厚生年金保険料は源泉控除されていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

⑥の申立期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなるが、申立人から提供のあった給与明細書による標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額より低いことから、記録訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

A社において、昭和 39 年 4 月 8 日から同年 12 月 31 日まで、電話交換手として勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、B社において、昭和 39 年 4 月 8 日に厚生年金保険の資格を取得して、同年 7 月 1 日に資格を喪失している。このため、B社に雇用されて、A社に電話交換手として派遣されていたと現在解釈している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において電話交換手として勤務していたと申立てているが、A社は、現存している申立期間当時の辞令簿に申立人の入退社の記録は無いとしている。

また、A社では、申立期間当時にB社（現在は、C社。）から電話交換手の派遣を受け入れていたかについては資料が無いため不明であるとしている。

さらに、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日が昭和 38 年 10 月 21 日から 39 年 10 月 1 日までの期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険証番号の欠番も無い。

一方、社会保険事務所の保管しているB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同様に、同社に雇用されて、民間会社に電話交換手として派遣されていた者は見当たらない。

また、C社では、当時の申立人に係る関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できないとしている。

さらに、C社では、申立人に係るD共済組合の加入記録についても確認できないとしている。

加えて、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立人は給与から保険料を控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から30年6月まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社における被保険者記録のある者が、申立人を記憶している旨の証言をしていること及び、申立人が、当時の事業所の周辺事情を記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人が勤務していたと主張するA社は、昭和49年10月1日に解散しており、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、社会保険庁が保管するA社に係る全ての健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は存在しない。

さらに、A社は、昭和28年4月30日に全喪しており、申立期間のうち、同日から30年6月までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

加えて、申立期間当時、申立人が下宿していた家主で、B社（商号変更前のA社）の役員であった者は、連絡先が不明であること、また、同僚7名に聴取したが、7名全員が申立人とは異なる工場に勤務し、そのうちの1名は申立人を記憶しているものの、6名には申立人についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 47 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 5 月から 47 年 9 月まで、A 社に勤務していたが、社会保険事務所の回答では、当該期間は、厚生年金保険に加入していないとのことであった。

私が、B 社に勤務していた時、A 社の社長が B 社の職場に出入りしていた縁で、引き抜かれて A 社に入社した。A 社に勤務していたことに間違い無く、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、社会保険事務所の記録では、昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年 5 月から同年 8 月までは、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

一方、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保持していない上、申立人の保険料控除の記憶も曖昧である。

また、当時の事業主や同僚は、申立人が申立期間に A 社に在籍していたことは認めるものの、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、確証が無いため不明であると証言している。

さらに、A 社は、平成 13 年 7 月 21 日に全喪し、現存していないことから、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が確認できず、申立人の厚生年金保険の適用の状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていた状況が不明である。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、昭和 42 年 9 月（同社の新規適用日）から 47 年 9 月までに被保険者資格を取得した者の中に、申立人の記録は見当たらず、同原票に健康保険番号の欠番も無い。

このほか、A 社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 14 日から 60 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。

しかし、私は、A社に、昭和 46 年 7 月 1 日から 59 年 12 月 31 日まで在職していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、家族の証言により、父親が事業主であったA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険料控除を確認できる関連資料を所持しておらず、事業主も既に死亡しているため申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、A社は、昭和 52 年 3 月 14 日付けで厚生年金保険の全喪手続がとられ、事業主も同日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 12 月 5 日から平成 12 年 4 月 30 日までB市の国民健康保険に加入している。

加えて、A社における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

このほか、証言してくれる同僚もおらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 21 日から 37 年 12 月 21 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 21 日から 41 年 6 月 3 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 8 日から 46 年 5 月 11 日まで

平成 13 年 9 月に社会保険事務所に行き年金記録を確認したところ、B社、C社、D社及びA社の4社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給していることになっていることを知った。出産のため、A社を退職したが、子供が大きくなったら再就職するつもりであったし、脱退手当金について知識もなかったもので、脱退手当金を受けることはあり得ない。また、平成 20 年 7 月になり、脱退手当金を受け取ったとされる4社以前の厚生年金の記録も見つかり、納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金が支給されたとする日の前後に支給記録がある健康保険の分娩費及び出産手当金について記憶が無いなど、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 26 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 23 日から 43 年 12 月 18 日まで

当時から私は、年金制度は老後の生活保障として認識していました。

しかし、社会保険庁の記録では、脱退手当金の支給を受けたことになっているが支給を受けた記憶も無く、退職金を受けた事も無い。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日は昭和 43 年 12 月 18 日であり、その前後約 3 年のうち脱退手当金の受給資格者は 28 名であり、その支給記録を確認したところ、資格喪失日より 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている者が 18 名と多数いる。

また、申立人についても喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 3 月 24 日に支給決定されていることから、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日

私は、A 県の B 社 C 事務所に昭和 25 年 8 月 31 日から勤務した。

工事が終了したので、B 社 D 事務所に昭和 26 年 4 月 1 日から移り、退職する同年 12 月 1 日まで資材管理および工事終了にともなう残務整理の業務をした。

退職後は、発電所工事が始まるため発電技術者として E 県に行った。

社会保険事務所の記録によると、この申立期間の 8 か月は厚生年金保険の被保険者になっていない。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとする B 社は、社会保険庁の記録によると昭和 25 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、26 年 4 月 1 日に全喪し、申立期間は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録から申立人が記憶している同僚は、すべて昭和 26 年 4 月 1 日以前に厚生年金被保険者の資格喪失をし、申立期間に加入者はいないことが確認できる。

さらに、登記簿謄本もなく会社の存在が明らかでないため保険料控除に係る関係資料は無い。

このほか、申立人は保険料控除を記憶しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 16 日から 47 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社において昭和 46 年 7 月 16 日付けで資格を喪失していることが判明した。
A社には昭和 47 年 7 月 31 日まで勤務し、給与も毎月貰っていたので申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料は無い。

また、社会保険庁の記録から、A社は昭和 46 年 7 月 16 日付けで全喪しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の記録に訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、同僚の証言から、A社が全喪した以降も営業を継続していたことの可能性は否定できないものの、申立人の保険料控除を裏付ける関連資料等は得られなかった。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 29 日から 35 年 5 月 10 日まで
昭和 33 年 3 月 29 日から A 社に勤務していたので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、当時、申立人が名前を記憶していた従兄弟の証言から推認できる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚の氏名は、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿には存在せず、かつ、申立人の氏名も同名簿には見当たらず、整理番号にも欠番は確認できない。

また、複数の同僚に照会を行ったものの、申立内容を確認できる供述を得ることができず、当該事業所は既に解散しているため、人事記録等の関連資料を得ることもできない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 45 年 8 月 31 日から 46 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和 45 年 1 月から 46 年 6 月まで継続して勤務しており、途中から厚生年金保険の記録がなくなっていることは知らなかった。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、昭和 45 年 6 月 1 日であるため、申立期間①については適用事業所ではない。

また、A社は昭和 46 年 1 月 15 日に全喪しているため、申立期間②の同日以降についても適用事業所ではない。

さらに、申立期間にA社に勤務していたことは事業主が確認できるとしているが、申立期間について保険料控除の推認ができる事情や資料等はない。

加えて、申立人と一緒に修理工場で勤務していた2名はA社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、申立人はその従業員の名字しか記憶していないため人物の特定ができず勤務実態の確認ができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から同年 10 月 2 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 26 日から同年 10 月 2 日まで、A 市 B 町にあった C 社の D 作業所に現地採用され事務員として働いていた。該当の適用事業所が無い旨社会保険事務所から回答を受けたが、確かに勤務していたので再度確認し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時撮影された写真に写っていること、一緒に勤務していた上司や同僚の氏名も記憶していることから、勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の厚生保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、C 社の人事課は、「現地採用者は正社員ではなく、作業所の所長が面談し、個別に契約内容を決めた上で短期雇用契約を結んでいたため、本社では契約内容を把握していない。契約期間が短期間である場合、雇用保険には加入させていたかもしれないが、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった可能性がある。」と証言している。

さらに、C 社は、正社員であれば、社報の配置名簿に名前が記載されているところ、昭和 40 年 4 月 1 日発行の社報の配置名簿をみると、当時 D 作業所には 4 名の正社員の名前があるが、申立人の記載は無い。

加えて、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番はなく、正社員 4 名の名前があるが、申立人の名前は無いことから、正社員は厚生年金保険への加入手続が行われ、現地採用者は厚生年金保険への加入手続が行われなかったものとみられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月から 33 年 8 月まで
② 昭和 33 年ごろ
③ 昭和 33 年ごろ
④ 昭和 34 年ごろ
⑤ 昭和 34 年から 36 年ごろまで
⑥ 昭和 36 年から 40 年ごろまで
⑦ 昭和 40 年ごろ
⑧ 昭和 55 年から 57 年ごろまで
⑨ 平成 6 年から 13 年まで
⑩ 平成 14 年 1 月から 17 年 3 月ごろまで
⑪ 平成 17 年 4 月から 19 年 3 月ごろまで

昭和 32 年 2 月から 33 年 8 月まで A 社 (B 県 C 町の発電所工事)、33 年ごろ、D 社 (E 県 F 町の隧道工事)、33 年ごろ、G 社 (H 市 I 町の工事)、34 年ごろ、J 社 (K ダム工事)、34 年から 36 年ごろまで、G 社 (L 工事)、36 年から 40 年ごろまで J 社 (K ダム工事)、40 年ごろ、M 社 (N 町の道路工事)、55 年から 57 年ごろまで、O 社、平成 6 年から 13 年まで、P 社、14 年 1 月から 17 年 3 月ごろまで、Q 社、17 年 4 月から 19 年 3 月ごろまで、R 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、これらの期間の厚生年金保険の記録が全て欠落している。

勤務したことは間違い無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑪について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①から⑦については、申立人は事業主により、厚生年金保険料を控除されていなかったことを認めている。

申立期間⑧については、当該事業所の元代表取締役は、申立人は社員ではなく、請負の親方に雇用された職人としている上、その親方も申立人を厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

また、申立人及び申立人が記憶していた同僚は当該事業所の被保険者名簿に氏名が見当たらず、被保険者名簿に欠番も無い。

申立期間⑨については、事業主及び同僚の所在が確認できないため、聴取ができない上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

申立期間⑩及び⑪について、申立人は自己所有の車両を持ち込んで勤務したとしており、両事業主とも申立人は社員ではなく、請負であったので、給与の支払いは無かったと述べている。

このほか、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間のいずれについても、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社（現在は、D社 以下同じ）B工場での厚生年金保険の被保険者期間が昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 1 日までとなっているが、実際にはC海兵団に同年 9 月 1 日に入隊するため、1 か月前の 7 月 31 日に退職したため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚のうち、唯一連絡のとれた元従業員が、申立人が海軍へ入隊のため退職したことは記憶していることから、申立人が申立期間にA社（現在は、D社 以下同じ）に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険業務センターで保管されている旧台帳にも、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和 18 年 1 月 1 日となっている上、厚生年金保険被保険者名簿等により調査した結果、申立人と同日に被保険者資格を喪失した被保険者が 40 名以上見受けられることから、何らかの事情で申立人が同日に資格を喪失したものと考えられる。

さらに、A社B工場は、戦前の書類は残っておらず、終戦の時の名簿にも申立人の氏名が見当たらないため、在籍の確認ができないとしている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月ごろから 61 年 3 月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間は、A社のB店オープン当時からパートとして働き社会保険に加入していたはずである。また数年前社会保険事務所で調べて頂いた時は確かに加入記録があったので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の勤務状況について具体的に述べていることから、期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。しかし申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

また、申立人は「当時はパートだった」としているところ、事業所の人事担当者は「申立期間当時、パートは社会保険に加入させていなかった」と証言しており、申立人が、パートの同僚として名前を挙げた2名は申立期間当時の厚生年金保険被保険者ではなかった。

このほか、申立人は同僚に照会してほしくないとしていることから、同僚の証言等をえることができず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。